Title	LT貿易の軌跡: 官製日中「民間」貿易協定が目指したもの
Author(s)	木村,隆和
Citation	ヒストリア, 216, 109-134
Issue Date	2009-08-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/43976
Туре	article
File Information	kimura_historia.pdf



LT貿易の軌跡

----- 官製日中「民間」貿易協定が目指したもの -

村

降

和

はじ

めに

っ正確な考察はなされてこなかった。 本稿の目的は、LT貿易が一九六二年一一月に発足して 本稿の目的は、LT貿易がであったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定であったことを立証することに 製の日中「民間」貿易協定がどのような背景から生 製の日中「民間」貿易協定がどのような背景から生 製の日中「民間」貿易協定がどのような背景にはど 製の日中「民間」貿易協定がといたのかにし、して貿易が自 製の日のは、上て貿易が一九六二年一一月に発足して

対中政策に関係した政党や官僚機構、(四)日本政府が一(二)日本政府の対中政策決定の特徴や傾向、(三)日本のして(一)日中国交正常化以前に活発に行われた民間交流、して(一)日中国交正常化以前の日中関係に関する先行研究は大別

貿易の性格を「半官半民」あるいは「民間」の貿易協定とと、の貢献を評価し、(二) は民間外交による日中国交回で分析を進めている。(四) は、日中国交正常化以前の日性を批判し、(三) は政党の派閥構造や官僚機構に注目した。(一) は民間外交による日中国交回復への貢献を評価し、(二) は日本政府の対中政策の受動復への貢献を評価し、(二) は民間外交による日中国交回復のの貢献を評価し、(二) は民間外交による日中国交回復ので進められてきた。(一) は民間外交による日中国交回復ので進められてきた。(一) は民間外交による日中国交回復のではある。

産省が主体となって設立・運営された官製の日中「民間」う事実に注目した。LT貿易は日本政府、特に外務省や通るアプローチが急速に直接的なものに変化している、とい筆者は一九五八年五月以降、日本政府の中国政府に対す

している点で、重大な問題を含んでいる。

が中 間 本政府はこの事態に対処する必要に迫られたことがあっ 内の革新系野党勢力を中心として行われるようにな れまで保革両勢力が共同で進めてきた日中交流が、 貿易協定であり、 間貿易協定は、 必要という点で認識 する必要がある。 する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートを確保 日本政府が効果的な対中政策を立案し、日中貿易など両国 民間」貿易協定を介して、 次日中民間貿易協定から一九五五年五月の第三次日中民 が の問題に自己の政治的主張を反映させるには、 国政府に対するアプロ 1 実施にあたっていた。 1 中国に関する有力な情報源と中国政府との有効な交 チの一 トを獲得しようと試みたのである。 軋轢を生じさせながらも共同で中国側との交渉と協 五〇年代、 例といえる。 図表 九五〇年代における日中交流 日本政府 Н 中国の対日政策の転換と日本政府の 日本政府はLT貿易という官製 が 本国内は経済復興のために日中貿易 一のような保革両勢力からなる民間 致し 1 0 一九五八年五月を境に日本政 日中貿易の主導 チ法を転換した背景には、 中国政府に対する直接的 ていた。 九五二年六月の 権を確! 中 日本国 保し 国に 0) 日 な

中

そ

H

府 T

定

0

第

が

組織名	結成年月	主要役員(肩書きは組織結成時)	性格
日中貿易促進会	1949年8月	帆足計(緑風会)、野坂参三(共産党)、浜田正信(淀川製鋼所社長)	革新勢力が強いが、保守 勢力も存在
日中友好協会	1950年1月	野坂参三、原彪(社会党)、川崎 秀二(国民民主党)	革新勢力が強いが、保守 勢力も存在
日中貿易促進議員連盟	1952年12月	石橋湛山(自由党)、西園寺公一 (共産党)、帆足計	保革両政党の議員の名前 が見られる
日本国際貿易促進協会	1954年9月	村田省蔵(大阪商船相談役)、石橋湛山、北村徳太郎(改新党)	保守勢力が強いが、基本 的には商社の団体
日中輸出入組合	1955年12月	南郷三郎(日綿取締役)	第三次民間貿易の一元的 実施のため通産省が設置

図表一:「中日貿易促進会趣意書」1949 年 8 月(日中国交回復促進議員連盟編『日中国交 回復関係資料集』日中国交資料委員会、1974年、151~153頁)、「日中貿易促進議員連盟創 立準備会」(波多野勝・飯森明子・清水麗編『日中友好議員連盟関係資料-上村幸生文書-資料編1』現代史料出版、2006年、3~7頁)、『毎日新聞朝刊』1954年9月23日、経済局 第一課「中共通商使節団に関する打合せ要旨」(1955年2月11日『外務省記録』E'.2.5.2.1) より筆者が作製。

渉では、日中貿易促進議員連盟、日本国際貿易促進協会お一九五七年九月に始まった第四次日中民間貿易協定の交

よび日中輸出入組合の三団体が中国側との交渉にあたった。

た。日本政府はこれらの三団体に条件を示し、貿易事務所この交渉の最大の懸案は常設の貿易事務所の相互設置であっ

で、これを実現しようとした。しかし、一九五八年三月五員への外交特権や、貿易事務所への国旗掲揚を認めない形た。日本政府はこれらの三団体に条件を示し、貿易事務所

るものだった。これに台湾政府が強硬に反発したため、四務所員の不逮捕特権や貿易事務所に国旗掲揚の権利を認め日に三団体が締結した第四次日中民間貿易協定は、貿易事

宇電句は公司也なり買売事務所に国食に曷昜する麁列に忍月九日に愛知揆一官房長官が、日本政府は貿易事務所員の

せ、

国側が日中交流の拡大を進める政策を採っている間は、

日米両政府を離間させるという方針を採っていた。(ほ)

九五六年八月に訪中した旧日本軍人の団体のように滞在中

響とも相まって、五月一一日には日中交流が全面停止する談話に中国側が反発し、同年五月二日の長崎国旗事件の影めないとの談話を発表する。しかし、今度はこの官房長官特権的な公的地位や貿易事務所に国旗を掲揚する権利を認

事態に至った。

交換することを許可した。しかし八月七日、中国外交部は公館が中国側外交官を公式に招待することや公式な文書を接触を企図するようになり、八月一日には日本政府は在外旗事件以降、日本の在外公館は積極的に中国の外交官との低ま民間団体」に任せるべきではないと認識した。長崎国任な民間団体」に任せるべきではないと認識した。長崎国にのような経緯から外務省は、中国側との交渉を「無責このような経緯から外務省は、中国側との交渉を「無責

て香港では安藤吉光香港総領事が章士釗国務院文史館長とまた一九五八年一一月より、藤山愛一郎外相の訓令に従っの試みは、中国側の拒絶により全て失敗に終わるのである。た日本政府による中国政府に対する直接的なアプローチへ公館に訓令を発した。こうして一九五八年五月から始まっ公館に訓令を発した。

日本政府からの接触要求を全て拒絶するよう自国の全在外

日本の中小企業のみならず「独占資本」も中国側に引き寄一九五五年頃から、中国政府は日中貿易の拡大を通してま一九五九年二月には打ち切られた。

極秘に非公式な会談を重ねたが、見るべき成果のないま

は日本政府との接触は拒絶しつつ、日本労働者を代表するきることもあった。しかし一九五八年六月を境に、中国側「無遠慮に所信と批判をブチまけ」ても、毛沢東と会見で

との接触は拒絶しつつ左傾化を進める社会党との関係を緊この「断而不絶」という新方針の下、中国側は日本政府策を採用したのである。(E)を選んで中国に招待する「断而不絶」という新たな対日政を選んで中国に招待する「断而不絶」という新たな対日政は日本政府との接触は拒絶しつつ、日本労働者を代表するは日本政府との接触は拒絶しつつ、日本労働者を代表する

密化させていった。一九五九年三月、第二次社会党訪中団

を率いて訪中した浅沼稲次郎は三月一二日に「米帝国主義 日本政府に対し強い警告を発した。 中で日本政府の対中政策が融和的になりつつあるとして、

治と経済の問題は分離できず」という政経不可分の原則と、 は日中共同の敵」との演説を行う。さらに、三月一七日の 中国敵視政策をやめること、「二つの中国」をつくる陰謀 張奚若と浅沼稲次郎共同コミュニケ」には、「両国間 の政

こと」という政治三原則が明記された。社会党と中国側と に加わらないこと、日中両国の正常関係の回復を妨げない

の間で築かれたこれらの原則は、 後述のように一九六〇年

く反対していたが、社会党はそれまで掲げていた中立政策内閣に対する姿勢は非常に強硬で、日中貿易の再開にも強

代の日中交流を大きく規定するものとなった。中国側の岸

多い中国産品を商社に斡旋する権利を得た。三月一八日に を放棄することで、 漆、桐油や甘栗など日本国内で需要の

という事実とは異なる報告をしたのである。この情報を信 稲次郎は、中国側は日本に対する態度を緩和しつつある、 も成功した。ところが帰国後に岸信介首相と会談した浅沼 は、社会党第二次訪中団は武漢で毛沢東に面会することに

使は岸首相と会談し、 しかし、一九五九年六月二三日にマッカーサー駐日米国大 本政府の行動が米国政府に察知されたか否かは不明である。 官との接触を試み続けたが、全て拒絶された。こうした日 一九六○年になっても日本側の在外公館は中国側外交 実際に中国の対日政策に変化がない

の貿易を行う「友好貿易」が始まる。

一方

それまで日中

復運動について社会党への全面的協力を表明した。 若と浅沼稲次郎共同コミュニケ」への支持を表明した。ま た七月一三日、日中友好協会も安保条約廃棄と日中国交回 調していった。同年三月二〇日、日中貿易促進会は「張奚 日中貿易を担ってきた民間諸団体も、 次々と社会党に同 翌

運動することを決定した。 一九六〇年八月、周恩来首相は日本共産党地下党員であっ

易促進協会すら、定時総会で新安保条約批准阻止に向けて 六○年五月には、もともと保守勢力が強かった日本国際貿

ている。しかし、現実的には政府間契約は当面実現の見込 民間契約、(三)中小企業への特別配慮、 た。 た鈴木一雄日中貿易促進会専務理事に貿易三原則を提示し 貿易三原則は、日中貿易を(一)政府間契約、 の 三 種に規定し

好協会、日本国際貿易促進協会に紹介された商社が中国と 要とされた。これ以降、社会党や日中貿易促進会、 この二方式で貿易を行うためには進歩的な団体に紹介され、 みはないので、商社は(二)民間契約か、(三)中小企業 への特別配慮に基づいて貿易を進めることになる。 「中国側に友好的であるとする判断材料を示す」ことが必 しかし、

が強かった日中輸出入組合は大幅な業務縮小に追い込まれ議員の多くが脱退したことで弱体化し、通産省との繋がり貿易交渉の中心であった日中貿易促進議員連盟は、自民党

一九五二年から始まる戦後日中交流は保守勢力を含む日本国内の幅広い勢力によって進められていたが、一九五八年間の幅広い勢力によって進められていたが、一九五八年国内の幅広い勢力によって進められていたが、一九五八年国内の幅広い勢力によって進められていたが、一九五八十分に加えて、日中で流の担い手は野党勢力へ移った。これは中国に関する有次の担い手は野党からもたらされた中国に関する有次がの担い手は野党からもたらされた中国に関する有大の担い手は野党がある。

としての官製日中「民間」貿易協定第二章 LT貿易の発足―友好貿易への対抗策

が終了し、一九六○年七月に池田勇人内閣が発足すると、するか、という別の問題に日本政府は直面する。安保騒動本国内の野党勢力を利用して加えられる圧力にいかに対処おける日中貿易の必要性は低下したが、中国政府による日おける日中貿易の必要性は低下したが、中国政府による日

Ħ

池田首相も松村謙三に対して訪中を直接要請した。

た。 この問題に対処すべく日本政府内部では新たな動きが始まっ

一九六二年三月、遠藤又男中国課長は自民党親中派の代響力を抑制するという計画であった。 (※)めの輸出入組織」を設立し、中国側の日中貿易に対する影

接触」ではなく、「日本政府の補助金の下で日中貿易のた池田首相がケネディ大統領に提案したのは「日中間の直接

に大きな影響力を持つ高碕達之助を挙げた。また三月二六と日本政府の立場を中国側に主張する松村謙三と、経済界すべきだとした。その候補者として遠藤中国課長は、毅然議士を介して日中政府間に有効な交渉ルートを新たに開設

億ドルの赤字を記録したことで、日本国内では対中輸出へ 同年四月頃、 一九六一年度の日本の経常収支が一〇・九

た。五月一六日、関守三郎外務省経済局 の延払適用により、 中国市場を開拓すべきとの声が高まっ (以下「経済局」)

政府は日本政府の対応に「disappointment」していると 長は駐日ドハティー米国大使館参事官と会談したが、米国

規模の対中延払輸出を行うべきだと発言し、小坂外相もこ 懇談会で、佐藤榮作通産相は日本も西欧諸国が行っている れに同意した。五月三〇日、関経済局長は再びドハティー いう厳しい反応であった。ところが五月二一日の経済閣僚

して西欧諸国が実施している規模の対中延払輸出を日本政 きにしも非ず」と反駁する。関経済局長は、この会談を通 停止を行うならばわが国としてもこれに同意する可能性な ならば例へばチンコムで話合い、

西欧諸国が凡て延払いの

参事官に、関経済局長は「もし米国が本件をとめるつもり 参事官と会談した。改めて慎重な対応を求めるドハティ

I

府も行うことについて米国政府の理解は得たものの、(88)

同時

にこの問題に対する米国政府の警戒感をも強く認識したと

う三計画は結合し、 自民党親中派代議士を介した対中接触、 ここに政府補助金による日中貿易のための輸出入組織と、 官製の日中 三月間」 対中延払輸出とい 貿易協定を設立す

> 構想が日本政府内に形成された。 ることで、 貿易などの日中交流の主導権を獲得するという

九六二年九月初旬、この構想の実現のために、

第

随

が訪中し、具体的な貿易協定等に関する交渉をすることと た上で、第二陣として高碕達之助と岡崎嘉平太全日空社長 として松村謙三が訪中して政治原則の問題について交渉し

なった。九月一二日、松村謙三は古井喜実、田川誠 談に関する共同発表メモ」が発表された。このメモには政 周首相の三度にわたる会談の後、九月一九日「松村・ 川平二などの自派の代議士を率いて訪中する。松村謙三と 周会

ることは双方それぞれの自由とする」という黙約もあった。 の態度には言及はない。さらに、このメモの「注釈をつけ の政治的主張は記されたが、これらの原則に対する日本側 治三原則、 貿易三原則、 政経不可分の原則といった中国側

松村謙三は友好貿易制度の廃止を主張したが、松村謙三が

府は した。友好貿易制度は廃止できなかったとはいえ、日本政 築することに成功したといえる。 推薦する商社は全て友好商社に指定することで妥協が成立 「政経分離政策」に適合した新たな日中貿易制度を構 この会談の成果につい

との感想を述べた。 報告を受けた池田首相は「俺の方向に中共が近づいて来た 方 同年八月頃から通産省と外務省は、 許可すべき対

慎重な経済局との方針の相異が明白となった。 で対中延払輸出に積極的な通産省と、 中延払輸出 の規模や条件について協議を始めた。 対米関係を考慮して 八月三日作 この過程 の

プラント輸出も予定していた。一方、一〇月二日作成の経さらに一〇月一〇日作成の通産省案は、毎年六百万ドルの 成の通産省通商局市場第三課案は、 までの範囲内でケース・バ イ・ケースに考慮する」とし、 延払期間を「最長五年

済局案は、

延払期間は最長一年半、

適用品目も化学肥料

蔵省、 機具の一年半から二年以内の延払とされ、 各種鋼材・機械類としている。 は見送ることになった。つまりこの時点では、 れるのは、 ついての協議がなされた。この協議の結果、中国に許与さ 通産省、 肥料・農薬・塩安の一 経済企画庁の四省庁次官によるこの問題 一〇月一五日、 年以内の延払、 プラントの輸出 外務省、大 慎重な経済 鉄鋼 ・農 II

局作成の外務省案が採用され ばれる貿易協定が発足した。 も調印され、 一一月九日、多くの財界人を率いて訪中した高碕達之助 中国側対日政策責任者の廖承志と覚書を交換し、 側 に廖承志事務所がそれぞれ設立されることと LT貿易の実施団体として日本側に高碕事務 (Takasaki) の頭文字から、 また、 たのである。 同日「取り極め事項 LT貿易と呼

廖

1

は

なったの

材

の後払輸出が

認められた上、

倉敷

∃ ン ・

ビニロン

ラ

ン

٢

の延払輸出については、

前年一〇月の四省庁次官会

六日の外務、

大蔵、

通産の各大臣間

の協議 V 1

で、

農機具や鋼

か、

四月二

いく。このような通産省の動きが功を奏したの

ョン・ビニロンプラントの延払輸出に向け調整を進めて

ろが、このLT第一年度貿易計画は前述の四省庁次官会議 の決定に反して、 LT第一年度貿易計画し 取り極め事項」 鋼材・ 日本側の輸出を、 特殊鋼材は二年の実質後払、 には第一年度の貿易計 につい ても記されている。 肥料・農機具は 見送るはず 画 一年の 以下

で金利年四・五%としていた。さらに、 実質後払、 のプラント輸出は完成後五年間の延払 (実質七年間延払) 同行した倉敷レイ

外務省に申し入れた。一九六三年四月に来日した孫平化 した。他方一一月一九日、 談した後、 書までが調印され 渡辺弥栄司官房長が極秘に会談するなど、 払輸出を「ソ連並みより若干厳しい条件」で認可するよう 認める代りに、ビニロンプラント輸出は保留すべきと判断 は大きな相違が認められる。一二月四日に岡崎嘉平太と会 ヨンの代表によってビニロンプラントの輸出に関する議定 LT第一年度貿易計画への対応にも、 関経済局長はプラント以外の輸出品目に後払を ていた。 通産省はビニロンプラント 経済局と通 通産省は倉敷 産省で 延

-115-

上げ検討する」こととなった。 議による決定とは「切り離し新な問題として本件を今後取

いたが、倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出によ 経済局も友好貿易を縮小させることの重要性は認識して 米国の「対日信頼感」が「一層低下」することも危惧

対中延払輸出が必要となる。 貿易における主導権を得るにはLT貿易を通じた大規模な 離を保たなければならないが、逆に友好貿易を抑えて日中 本政府としては、 していた。一方、通産省はLT貿易を強化することで、日 の課題のうち、 中貿易に対する主導権を確立することを重視していた。日 経済局は前者を、通産省は後者を重視した 日米協調のためには中国側となるべく距 つまり、この両立し難い二つ

のである。

が —

経済局は同意しなかった。しかし、八月一七日になって延 りにビニロンプラントの価格を下げるという妥協が中国側 産省はこの輸出を許可したいとの意向を外務省に伝えたが、 実質五年に短縮し、倉敷レイヨンは中国側との間でビニロ 五%となっていた延払金利を年六%に引き上げ、その代わ 払期間の短縮だけでなく、第一年度LT貿易計画では年四・ ンプラントの正式な輸出契約を締結する。この時点で、通 七月一日、高碕達之助の指示で延払期間を実質七年から

との間で成立した。これを受けて、慎重だった経済局も八

本人在留民の安全が危惧されるまでになった。

八月に倉敷

る。八月二三日の閣議を経て、倉敷レイヨン・ ®) 月二〇日には「自由主義国に同様の先例」があるとして、 倉敷レイヨン・ビニロンプラントの対中延払輸出に同意す ラントの対中延払輸出は正式に許可された。 ビニロンプ

このように日本政府は米国や台湾との関係を慎重に考慮

しながら、LT貿易協定を強化することで野党勢力と繋が たことで、中国側の池田内閣への信頼は大きく高まった。(®) を握ることを目指したのである。 りの深い友好貿易の影響力を低下させ、 倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払輸出が認可され 日中貿易の主導権

ことは認めつつも、 月九日、中山賀博経済局長と会談したガーディナー駐日米 の増強に貢献する点に問題がある」との苦言を呈した。 には張萬生駐日中華民国大使を召還してしまった。 国公使も、西欧諸国が中国に大量の小麦等を輸出している プラントの延払輸出は「中共の工業力

ビニロンプラントの輸出問題の影響とも相まって台湾政府 の態度は一層強硬なものとなり、 ○月七日に周鴻慶事件が発生すると、倉敷レイヨン・(3) 一一月四日には台湾の日 また九 輸出に政府系金融機関の日本輸出入銀行(以下「輸銀」)

部融資している点を指摘して強く抗議し、九月二一日

一方、台湾政府は倉敷レイヨン・ビニロンプラントの延払

決すべく中国側との間で調整を進めるよう高碕達之助に依 想しており、ここまで日台関係が悪化することを日本政府(8) 木村四郎七駐中華民国大使でさえ台湾の「泣寝入り」を予 頼した。すると、中国側は周鴻慶事件に対して沈黙を続け おして日台関係の修復を図る一方、周鴻慶事件を穏便に解 は全く想定していなかった。 ただけでなく、「日本政府に迷惑をかけており申し訳なく」 イヨン・ビニロンプラントの輸出が許可された時点では、 日本政府は吉田茂元首相をと

与することがいかに困難であるかだけでなく、 日中間の政治問題を解決するための有効な交渉ルートとな 国や台湾からの反発を避けながら日本政府が日中貿易に関 LT貿易の発足から周鴻慶事件に至るまでの経緯は、米 LT貿易が

に伝えてきたのである。

思うというメッセージまで、

高碕事務所を通じて日本政府

LT貿易を介した連絡員の交換 情報源と交渉ル ートの 確保

り得ることを示すものとなった。

中輸出入組合と中国との間で連絡員を交換する計画がある と報道した。この報道がなされた当初、経済局はこの問題 ついて「議論することさえ不適当」とし、この方針は二 九六四年一月二一日、『日本経済新聞』 は通産省に

H

に

とはLT貿易の健全な発展に資する所が大きい」として、 月二六日の外務省幹部会でも承認された。 高碕事務所、 廖事務所間に貿易駐在員の常置を認めるこ 一方、 通産省は

この計画の推進を主張した。

四月一九日、訪中した松村謙三らは外務省の同意を得る

支持したため、四月二四日には経済局も厳格な制限の下で と、主要新聞の社説はLT貿易による連絡員交換を一斉に 廖承志との間で取り交わす。このことが日本国内に伝わる ことなくLT貿易による連絡員交換についての会談メモを

連絡員の交換を認めることを考慮し始めた。

しかし、この時期の外務省は日台関係の修復だけでは

富士男中国課長は日中交流の現状を「自民党左派、 も抱えており、中国課は後者を重視した。 < プを通して行なわれているいわば百鬼夜行」と形容した上 共産党など諸政党、友好団体、商社等大小さまざまのパイ いかにして日中交流の主導権を得るかという別の問題 四月二四日、 社会党、

下したため、外務省内では経済局が中心となり、 規律する方向に向かうべき」と主張した。 の悪化を懸念した島重信外務次官が原中国課長の提案を却 だが、 L 工 貿 易 日台関係

込み「日中関係をわが国外交全般の立場より積極的に統制

で、「当省の息のかかつた者」を高碕事務所を通じて送り

による連絡員交換問題に対処することとなった。

当初は反発すると予想されていた台湾政府であったが、 ら取り下げていたために最初から問題にならなかった。 中国側連絡員による政治活動や外交官的行為を制限す

四月三〇日から五月一日にかけて条件付きでLT貿易によ た

称を使わせないこと、(四) 権利を認めないこと、(三)「事務所」「代表・随員」の名 条件とは、(一)常駐でないこと、(二)五星紅旗を掲げる る連絡員交換を容認することを外務省に伝えてきた。 貿易以外の交渉を行う権限を その ることについても岡崎嘉平太は同意した。しかし「事務所」

う配慮した外務省案を作成した。 件がなるべく満たされる形で連絡員の交換が実施されるよ

認めないこと、であった。五月四日、経済局はこれらの条

五月下旬、外務省と通産省に入国管理局を加えた三者の

守られるよう誓約書を岡崎嘉平太に提出させることを主張 した。また入国管理局は、国内治安の維持という観点から 調整が開始された。外務省は台湾政府から示された条件が

日本に滞在する中国側連絡員による政治活動が制限される よう配慮を求めた。 通産省は、 台湾政府の意向の尊重や中

国側連絡員による政治活動の制限には同意したが、

日本側

の連絡員について外務省案が「純然たる民間人」としてい すべきと主張した。 る点の見直しを求め、 必要な費用を政府補助金として支給

協定の時とは異なり、 岡崎嘉平太との間で会合が開かれた。 六月二六日に、外務省、 国旗掲揚の問題は既に中国側 入国管理局、 第四次日中民間貿易 通産省の代表者と の方か

事務所の維持費は通産省から補助金として支給された。こ

を事務所の設置費用として援助し、

が開設された。この時、

銀行監査役)

る。このような紆余曲折を経て、八月一三日には孫平化を® 省案は細かすぎるとして岡崎嘉平太が反対し、結局外務省 は「事務所」や「代表・随員」という名称の使用を黙認す や「代表・随員」という名称の使用を禁止するという外務

代表とする五人の中国側連絡員が来日し、東京に中 連絡事務所(以下「東京事務所」) 九月三日、今村曻通産省輸出振興部長と加藤匡夫経済局 が開設された。

長は、 興部長は「友好商社から金を集めると彼等を押えられ たが、政府補助金の使用には反対した。一方、今村輸出振 次長は、日本側の連絡員について議論した。 通産省関係者を中心に人選を進めることには同意し 加藤経済局次

た。 | 九六五年| 月、相馬常敏(前四国通産局総務部長)、^(&) 大和田祐次(前日中輸出入組合理事)、 なるので、政府予算で出したという形にしたい」と反論し の三人(定員五人の内二人分は空席) 田中聡介 (前東京 が北京

に派遣され、日本側連絡員の事務所(以下「北京事務所」) 日本政府は二百万円から五 以降も連絡員の給与や

LT貿易による連絡員の交換に台湾政府が反発しないこ中貿易の主導権確立を重視する通産省の主張が採用された。うして日本側連絡員の派遣に際しては、日本政府による日

とが確認されると、それまで慎重であった外務省の姿勢も

務省出身の連絡員には田熊利忠が選ばれた。田熊利忠は一大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。一九六五年一一月、中国課は外務省から大きく変化した。

関する有力な情報源と中国政府との有効な交渉ルートの獲策に関する「イニシアテイブを確立」するために、中国におして、米国や台湾からの反発を慎重に避けつつ、対中政忠は北京へと赴任した。

度外務省を退職するが、一年から二年の任期満了後は外務

得を目指したのである。

―LT貿易の衰退と覚書貿易への第四章 LT貿易と文化大革命

では強硬であった。八月二○日、来日した張秘書長は池田では強硬であった。 した二年であった。 しかし、LT貿易による連絡員の交換になものであった。 しかし、LT貿易による連絡員の交換にたるのであった。 しかし、LT貿易による連絡員の交換にたるのであった。 しかし、LT貿易による連絡員の交換にたるのであった。 しかし、LT貿易による連絡員の交換には柔軟であった台湾も輸銀融資による対中延払輸出に 一九六四年度中は政府資金を使用させない、という曖昧であった。 しかし、LT貿易による対中延払輸出に対した しては強硬であった。八月二○日、来日した張秘書長は池田 では強硬であった。八月二○日、来日した張秘書長は池田 では強硬であった。八月二○日、来日した張秘書長は池田

資がなくとも契約実行に支障はないと主張したが、中国側一九六五年一月二五日に訪中した岡崎嘉平太は、輸銀融

首相からニチボー・ビニロンプラントの対中延払輸出

政府の金」は使わせないとの言質を得た。また、米国政

し た[®] 代表は 結局、 は吉田 ていた。 交渉において、 されなかっ 払輸出の再開を打診するが、 華民国外交部長に椎名悦三郎外相は 化を危惧 えていた中 る。これ は失効する。 易に台湾の介入」を認めたことになるとして譲らな 田中角栄内閣発足まで、 による日中貿易の独占を防ぐために輸銀融資による対中延 藤首相は た。第二次吉田書簡の有効期間 一次吉田書簡の有効期間 |は増大するという口実を佐藤内閣に与えると主張したた こうした事態を前に、 九六五年九月、 五月七日にニチボ [書簡] 外務省内で検討は続けられ 「吉田 じた。 は佐藤首相 本年も及ぶとし最後まで輸銀を使 た。 が原因 かし、 玉 書簡 側 五月九日、 前年度より二〇%~三〇%の増加 は、 で輸銀 中 九六五年八月一三日、 の効力は昨年限りとなっているものを佐 の 当初日 围 佐藤首相が中 独断の 側 外務省と通産省は が • 融資が利用できなけれ 輸銀融資による対中輸出の を延長したと理解 松村謙三と会談した孫東京事務所 本 政経分離政策を続 作側は 沈外交部長はこれに強く反対 プラスアルファ ビニロンプラント たがい 歯 上丁第四 は 一九六四年度限りと考 「一部の左翼の連中 の敵視政 来日した沈昌 一九七二年七月 年 合わせ して貿易の弱体 したのである。 である」 けてもLT貿 度貿易計 策として第 な の輸出契約 ば を期待し l, Ē 再 肚 一と述 つ であ 1中貿 開 画 0

	対	中	囲	貿	易	額	対中国貿易	に占めるLT・	覚書の比率
	輸	出	輸	λ	ñ	†			
年	(通関ベース)	LT・覚書 (契約ベース)	(通関ベース)	L T ・覚書 (契約ベース)	(通関ベース)	L T ・覚書 (契約ベース)	輸 出 (%)	輸 入 (%)	計 (%)
1963	6 2	6 1	7 5	2 5	137	8 6	98	3 4	6 3
1964	153	7 4	158	4 0	3 1 0	115	4 9	2 6	3 7
1965	2 4 5	8 7	2 2 5	8 4	470	171	3 6	3 7	3 6
1966	3 1 5	100	306	105	6 2 1	205	3 2	3 4	3 3
1967	288	6 8	269	8 4	558	152	2 3	3 6	2 7
1968	3 2 5	6 3	224	5 1	550	114	1 9	2 3	2 1
1969	3 9 1	4 2	235	2 1	625	6 3	1 1	9	1 1
1970	569	5 0	254	2 6	8 2 3	7 6	9	10	9
1971	578	5 4	3 2 3	3 1	901	8 5	9	1 0	9
1972	609	6 7	491	3 2	1100	9 9	11	7	9

図表二:LT・MT 貿易の貿易額と日中貿易に占める割合 単位:100 万ドル

注: 1963 年の輸出額にはプラント契約分約 2000 万ドルが含まれている(日中経済協会編『日中 覚書の 11 年』(日中経済協会、1975 年 4 月、204 頁)を参考)。

体量は拡大したため、LT貿易が日中貿易全体に占める割減少傾向となる。その後も友好貿易を含めた日中貿易の全貿易の契約額は一九六六年度を境に頭打ちとなり、以降はめ、結局は小幅な増加に止まった。図表二のように、LT

判に曝されており、日本側に強硬な態度で臨まざるをえ か得られなかった。翌一九六八年二月一日になって、よう 合は急速に低下する。 ないしゆさぶりをかけることができる」状態となった。まに協定期間も一年とされたため、「いつでも日本側に圧力 0) 調印された会談コミュニケでは、 費やされ、日本側の強い抵抗にもかかわらず、三月六日に 国では、 のために訪中することができた。 やく岡崎嘉平太、古井喜実、田川誠一らが協定の継続交渉 協定の継続交渉の開始を再三申し入れたが、回答はなかな 了するのを目前にして、 かった。一ヶ月以上に及ぶ交渉の大半は政治問題の交渉に 覚書貿易」に名称が改められた。 原則に日本側は 文化大革命下の中国では、廖承志(L)と高碕達之助 九六七年一二月三一日にLT貿易の五年間の期限が終 といった個人名を機関の名称としては使えないため、 廖承志をはじめとする対日政策責任者は厳しい批 「深い理解」を示すこととなった。さら 日本側LT貿易関係者は中国側 しかし文化大革命下の中 政治三原則と政経不可分 に

政策―巧みな野党勢力の操作第五章 一九五八年八月以降における中国側の対日

ついては別稿で検討したい。

側は日中貿易促進会、日本国際貿易促進協会、日本国際貿人工貿易が発足した直後の一九六二年一二月二七日、中国側の対日政策は、友好貿易をとおして日本の財界人を反米愛国闘争に参加させつつ、LT貿易によって社会主を反米愛国闘争に参加させつつ、LT貿易によって社会主を反米愛国闘争に参加させつつ、LT貿易によって社会主を反米愛国闘争に参加させつつ、LT貿易によって社会主を反米愛国闘争に参加させつの、LT貿易によって社会主を反米愛国闘争に参加された。

た。また、日本比室もつに関する新たな議定書を締結し選守し米帝国主義との闘争を約する新たな議定書を締結し選守し米帝国主義との闘争を約する新たな議定書を締結し 抜きにする」ことができると考えていた。しかし中国側は当初、LT貿易によって松村謙三らは友好貿易制度を「骨 益率の高い輸出品を独占的に取り扱わせ、資金援助とした。 LT貿易を進めつつ、一方で野党勢力との繋がりが深く、

を強化することも忘れなかった。日本政府に政治的圧力をかけることに利用できる友好貿易

る一九五九年三月は参議院選挙や東京、大阪、北海道の知 は求心力を失っていった。社会党が第二次訪中団を派遣す 長期的経済提携による日本経済の自立という社会党の主張 は対米依存を続けたままでも順調に成長を続け、 他方、一九五八年五月の日中貿易の中断以降、 日本経済 中国との

事選挙を控えており、社会党は早期に日中貿易を再開

させ

の強硬な主張に行き当たる。三月一二日の「米帝国主義は易を再開することは岸内閣への援助である、という中国側 「社会党の方針を正しくすることを勝ち取った」と語った。連大使館参事官に「社会党の中間的右派分子が左を向」き、 日中人民の共同の敵」との演説はこうした背景の下でなさ れたもの る必要に迫られていた。しかし訪中団は、 である。 後日、 陳毅副首相はアントンヌオフ・ソ 現段階で日中貿

以降

た。

がこのル 発に続き、

ートを通じて日本政府にもたらされたこともあっ

だと弁明した。 領事館員にこの浅沼発言は、 方、曽祢益社会党国民運動委員長は、米国大阪 浅沼稲次郎の独断によるも 神戸総

しかし、「米帝国主義は日中人民の共同の敵」との演説

再確認を主張する穂積七郎、 は 派は激しく対立し、党内の意見統一を見ないまま、一九六派は激しく対立し、党 別委員会では、柔軟路線を主張する主流派と、浅沼発言の 持ち続けた。一九六一年四月に開かれた社会党中国問題特 浅沼稲次郎の死後も社会党内の左派に大きな影響力を 岡田春男、 黒田寿男などの左

二年一月に第三次社会党訪中使節団は出発した。鈴木茂三 沼稲次郎の発言をコミュニケに入れることに強く反対して 郎団長は当初、保守勢力の逆宣伝に利用されるとして、浅 された共同コミュニケには浅沼発言がそのまま盛り込まれ。 正しい」と発言してしまう。その結果、一月一三日に発表 は鈴木茂三郎の許可を得ずに「浅沼発言は今も依然として よう強硬に要求すると、同行していた細迫兼光衆議院議員 いた。ところが、中国側が浅沼発言をコミュニケに入れる

社会党左派による日中交流は、 「浅沼精神」として中国と社会党の交流の基礎となっ また中国側もこれを厚遇したため、重要な情報 一九六〇年代を通じて活

行に出ることになっているとして断られた。一方、同年七は毛沢東との面会を強く希望したが、次の日に毛沢東は旅 応を比較してみたい。一九六四年四月に訪中 に訪中した社会党親中派の佐々木更三に対する中国 一九六四年四月に訪中した松村謙三と同年七月 した松村 侧 謙三 の対

が会うといつている」ので滞在を延長するよう求められた 一級の者 すると 対し、 府 両者の間に「すきま風」が吹いたとしている。さらに一ま務局長はこのような中国との交流は「一方通行」であり、 の立場に同意するよう強く迫った。 一九六四年一〇月に派遣された第四次社会党訪中使節 に社会党によるイニシアティヴを見出すことはできな の対中政策に対して大きな影響力を持ち続けたが、 九五八年以降、 中国側は中ソ論争や中国の核武装について、 確かに社会党による日中交流は日 石橋正嗣外交委員会事 さらに一九 中 そこ 1本政 団

題について党内の意見を集約できず、党としての代表団をすることの是非、中ソ対立の中で採るべき立場といった問 日中共産党が対立する中で日本共産党との部分共闘を継続 国との関係は一層冷え込む。社会党は文化大革命の評 六六年三月に日中共産党の関係が決裂すると、社会党と中

日本政府にもたらした。

ているといった中ソ対立の深刻さを知る上で重要な情報を

また前述のように、一

九六七年末

この面会は、北方領土の返還を中国が支持し

中国側は毛沢東の予定を変更して、

佐々木更三と面会させ

佐々木更三は自己の都合によりこれを断った。

たのである。

月に訪中した佐々木更三は、廖承志から「もつと上

主義、 た。 状況下でも日中貿易の主導権が日本政府に移ることはなかっ 日中友好協会も内紛を繰り返すようになるが、こ の中心であった日中貿易促進会は消滅し、 断 固とし 九六六年一〇月には日本共産党と関係が深く友好貿易 一九六七年三月一七日、文化大革命を賛美し、 日本反動派、 て徹 底的 に ソ連現代修正主義、 闘 わね ば ならない」 日共修正主義とは とする共同 ほぼ 同 のような 時 米帝 ご期から 声

た。中は近国

月二三日にLT貿易関係者は第二次吉田書簡の破

の態度は

れ

たのである。

士の石野久男と枝村要作によって香港総領事館にもたらさ

面会した香港総領事館員に対し石野久男は 「予想以上にきびしい」と繰り返し述べた

う周首相からの伝言が、

たまたま訪中していた社会党代議

LT貿易の継続交渉に応じるとい

月一八旦、

中国側が

申し入れたが回答は得られなかった。ところが翌一九六八 にLT貿易関係者は中国側に協定の継続交渉の開始を再三

六年間も派遣できなかった。

することとなった。

 $\overline{\Box}$ 中

総合貿易連絡協議会の名前で発表

 \Box

本国際貿易促進協会との間に締結することで中

れる。 は友好貿易を再編する。 体であり、 1 ・デオ ロギー 日本国際貿易促進協会は商社の団 ではなく営利を重視したと考えら

策は、 たのである。 制する、という日本政府の目的は達せられることはなかっ う官製の日中「民間」 く日本政府に圧力をかけ続けた。 このように一九五八年八月以降における中国側 主張は強硬であってもその手法は柔軟で、 貿易協定を介して日中交流を規律統 そのため、 LT貿易とい 絶え間 の対日政

結

政府はLT貿易を介して、 府からの強力な反発を引き起こすことになる。そこで日本易協定の締結などの明白な直接接触を進めれば、米台両政 を進めて情報を収集し、交渉においては自己の立場を有効 接的な介入を強め、 けられた上、日中貿易の利益は野党勢力の資金源となった。 がもたらす情報に攪乱され、 利用する新たな対日政策を採用した。 に主張する必要があった。 日本政府がこうした事態に対処するには、日中貿易への直 九五八年六月以降、 中国政府に対する直接的なアプロ 中国政府は日本国内の野党勢力を 米台両政府との摩擦を避けなが しかし日本政府が日中政府間貿 日中貿易は政治問題と結びつ 日本政府は野党勢力 ーチ

た。

強く、 貿易の実態は、まさに「民間」を装った官製貿易協定であっ 遣することで、 である。 非常に巧みで、 たといえる。ところが米台両政府からの反発は予想以上に 国政府に対する直接的なアプローチ法の一つとして計画さ との交渉ルートの獲得を試みた。 ら日中貿易を統制し、 た。また中国政府の日本国内の野党を利用した対日戦術 その後外務省と通産省を中心に運営されていっ して貿易は日本政府が意図したようには発展し 中国政府の動向に関する情報源や中 日本政府に絶え間なく圧力を加え続けたの 政府関係者を連絡員として中国に派 つまり日本政府による中 なか た L T 围 は

れ

えてきたのは、 といえる。 た所に、戦後日本政府の置かれた厳しい国際環境があった と認識しつつも、 中国政府との間に政府間の関係を構築しなければならな 対する直接的なアプローチ法を模索し続けてい たが、実際にはLT貿易などに見られるように中国政府に 和国不承認を掲げ、日中交流に表向き関与しないとして の情況を何とか打開しようと苦悩する日本政府の姿であっ 日中国交正常化以前の日本政府は政経分離や中華人民共 LT貿易が残した複雑な軌跡をたどる過程で見 米台と中国の間で板挟みになりながら、こ 米台両政府との関係上それ ができなかっ つまり

- または「中華民国」と表記する。(1) 本稿は中華人民共和国を「中国」、中華民国を「台湾」
- (2) 別枝行夫「戦後日中関係と非正式接触者―日本外交の非正式チャンネル―」(『国際政治』七五号、日本国際政治学会、一九四五―一九七二―』(人民出版社、一九九七年)。波多野勝・清水麗『友好の架け橋を夢見て―日中議連によ多野勝・清水麗『友好の架け橋を夢見て―日中議連によ多野勝・清水麗『友好の架け橋を夢見て―日中議連による国交正常化への軌跡―』(学陽書房、二〇〇四年)。
- (3) 古川万太郎『日中戦後関係史』(原書房、一九八一年)。 緒方貞子著・添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』(東京大学出版会、一九九二年)。膝心通信、一九九五年)。殷燕軍「一九六〇年代における日中関係の特徴―池田内閣から佐藤内閣へ―」(『関東学院大学経済経営研究所年報』 - 1八一年)。

6

日本国際政治学会、二〇〇八年三月)。

〇五)』(天津社会科学院出版社、二〇〇六年)。

Chae-Jin Lee, JAPAN FACES CHINA: Political and Economic Relations in the Postwar Era, (Baltimore and London:The Johns Hopkins University Press, 1976). 趙全勝著、杜進・ 栃内精子訳『日中関係と日本

7

一九五六年四月、日中貿易促進会が派遣した柳瀬徹也睦

九一(五)、史学研究会、二〇〇八年九月

陳肇斌『戦後日本の中国政策――九五〇年代東アジア国の政治』(岩波書店、一九九九年)。

5

- では、「第二次吉田書簡(一九六四年)」をめぐる日中台関係の展開」(『筑波大学地域研究』、筑波大学地域研究研究系の中国」−池田・佐藤・田中内閣期→』(木鐸社、二○の中国」−池田・佐藤・田中内閣期→』(木鐸社、二○四月(『神戸法学雑誌』五七(一)、神戸法学会、二○○七年六月)。神田豊隆「池田政権の対中積極政策─「自由陣営の一員」と「国連」─」(『国際政治』─五二号、中国党の大学出版会、二○○中国、「浄断固定化」構想をめぐって、一九五七~一九六四」(『神戸法学雑誌』五七(一)、神戸法学会、二○○七年六月)。神田豊隆「池田政権の対中積極政策─「自由陣営の一員」と「国連」─」(『国際政治』─五二号、際政治の文脈─』(東京大学出版会、二○○年)、神戸法学会、二○○中国、「神戸法学雑誌」──1、「国際政治』─五二号、

柳瀬徹也談話要点摘録」(檔号一〇五一〇〇七九三一〇輪出入組合を加えるよう主張した(「楊浩廬局長和日本貿易社長は、中国側に第四次日中貿易協定の交渉に日中

12

、中華人民共和国外交部檔案館)。

(9) 一九五八年五月二日、長崎市内のデパートで開かれてい.E. 二.五.二.二———一、外交史料館所蔵)。

た「中国切手、剪紙、錦絵展示会」の会場に掲げられて

円の科料に処されたが、中国側は外国国章損壊罪が適応された。青年は業務妨害と標示物除去・汚辱の罪で五百いた五紅星旗が、酩酊した日本人青年によって引き下ろ

中破局への道(三)「五星紅旗」掲揚をめぐる日台交渉るとして強烈な日本政府批判を展開した(横山宏章「日

されなかったことを理由に、岸内閣は中国を敵視してい

と長崎国旗事件」(『東亜』四四四、霞山会、二〇〇四年

接触の件」(一九五八年四月二一日、『外務省記録』,E.(10) 藤山外相「民間第四次日中貿易協定問題につき中共側と

18

六月))。

○○八九五一○一(一))。鳩山内閣期、日本の在外公館(11)「我駐外使館人員与日本方面人員接触事」(檔号一○五一二.五.二.二—一—一)。

藤山外相発各国在外公館長宛(亜中合第一○九二号「中月六日、情報公開第○一五四四号))。「情報公開第~」月六日、情報公開第○一五四四号))。「情報公開第~」(重光外務大臣発各国在外公館長宛(亜二合二七八号

は中国の外交官と接触することを厳しく制限されていた

五一○○八九九一一二(一))。
(13) 「指示駐外使領館拒絶同日本方面人員接触事」(檔号一○八月一日、情報公開第○一五四四号)。

- 四─一一(一))。
 四─一一(一))。
 四─一一(一))。
 四─一一(一))。
- ○日、『外務省記録』,A.四.一.一.一五)。 (16)「日本旧軍人訪中団中共視察報告」(一九五六年一○月二
- 九九一〇八(一))。
- 五年四月、一一~一四頁)。コミュニケ・声明・社説等―』(日中経済協会、一九七日中経済協会編『「日中覚書の一一年」報告書付属資料―

(19) 中央執行委員会「訪中使節団の交換すべき意見に関する五年四月 一一〜一四頁)

題研究所所蔵)。	方針」(一九五九年二月一六日)
	『鈴木文庫』大原社会問

- 20 「日本社会党訪華代表団与我進行経済組会談記録」(檔号
- 21 料)」(一九五九年五月二六日、情報公開第〇一五九六号)。 中国課「中共の現状とその対外政策(三大使会議参考資 一○五一○○六七三一○六(一))。

22

From BRITISH EMBASSY TOKYO to Lleyd, April

- Office Files for Post-War Japan, 1952-1980, Adam and the Far East, Series Two, Part 3: British Foreign 3. 1959, FO371/141424, Foreign Office Files for Japan
- 23 Matthew Publications Ltd., 1998 「日本駐外使領館人員要求与我接触」(檔号一○五−○○
- 25 24 『日中貿易議連週報』第一七二号(日中貿易促進議員連 College Park, Maryland, U.S. (hereafter NACP) (hereafter CDF), 693.94/6-2459, National Archives at Record Group (hereafter RG) 59, Central Decimal File From TOKYO to Secretary of State, June 24, 1959 七三九一〇三(一))。

33

27 26 『日本と中国』第二五七号(日中友好協会、一九五九年 七月二一日)。 『国際貿易』第一七九号(日本国際貿易促進協会、一九 一九五九年三月三一日)。

 $\widehat{34}$

二八日「歴史資料としての価値が認められる開示文書

- 八〇年五月一五・二五日)。
- 28 29 「関于日本前首相、前陸軍大将東久邇稔彦訪華事」(檔号 中国課「中共情報二五〇〇五号 日中貿易に関する周談 -○五-○-○-三-○三 (一))。

話について」(一九六○年九月一七日、情報公開第○○

30 化への軌跡―』(一六〇~一六六頁)。大和田祐次『日中 前掲『友好の架け橋を夢見て―日中議連による国交正常 輸出入組合の設立から解散までの一三年間』(日中輸出

七六四号)。

- 31 中国課「対中共策 (案)」(一九六一年一月八日、『外務 入組合、一九六八年一二月、一一~一三頁)。
- 二.一〇第一巻)。 旨」(一九六一年六月一日、『外務省記録』,A. 一. 五.

32

- tions", June 21, 1961, Foreign Relations of the United
- shington, D.C.: United States Government Printing Office, 1996, pp. 696-698 States, 1961-1963, vol. XXII Northeast Asia, Wa-
- Memorandum of Conversation, "Sino-Japanese Rela-外務省アメリカ局北米課長「池田総理訪米八回打合せ要 省記録』,A. 一. 二. 一. 八第四巻)。 中国課長「当面の対中共策について」(一九六二年三月

	所蔵)。 (43))) 通商局市場三課「中共に対する輸出延払供与方針につい
$\widehat{35}$	中国課長「日中関係に関する松村謙三氏の動き」(一九	て」(一九六二年八月三日、『外務省記録』,E. 二. 五.
	六二年七月三○日、情報公開第○一五一四号)。	二. 二——————第一卷)。
$\widehat{36}$	小坂外相発朝海駐米国大使宛 第九九八号「中共に対す (4))) 通産省「日中総合貿易推進に関する件」(一九六二年一
	る延払許与に関する件」(一九六二年五月一八日、『外務	○月一○日、『外務省記録』,E.二.五.二.二—一—
	省記録』,E. 二.五.二.一)。)°
<u>37</u>	経済局「中共向輸出に延払許与の件(経済閣僚懇談会の (4)	設済局「中共貿易に関する外務省方針(案)」(一九六二
	決定)」(一九六二年五月二二日、『外務省記録』,E. 二:	年一〇月二日、『外務省記録』,E. 二.五.二.二—一—
	五.二.二第二卷)。)°
38	小坂外相発朝海駐米国大使宛 第一〇八二号「中共向け (46)	♡ 「高碕氏訪中に関連する日中貿易問題について」(一九六
	延払い許与に関する件」(一九六二年五月三一日、『外務	二年一〇月一六日、『外務省記録』,E. 二.五.二.二—
	省記錄』,E. 二. 五. 二. 一)。	-)°
39	「松村謙三氏と大平外相との会談録」(一九六二年九月一 (4)	:)「取り極め事項」一九六二年一一月九日(日中経済協会
	一日、開示文書○四−五九八)。「要領(松村ペーパー)」	編『「日中覚書の一一年」報告書付属資料―協定・取決
	(一九六二年九月五日、開示文書○四—五九八)。	め等!』(日中経済協会、一九七五年四月、一二~一四
$\widehat{40}$	中国課「松村議員訪中に関する件」(一九六二年九月二	頁)。
	九日、情報公開第〇一七二二号)。 (48))) 大原総一郎「対中国プラント輸出について」(『世界』二
41	小川平二「訪中報告書」(一九六二年九月二六日、情報	一三号、岩波書店、一九六三年九月)。
	公開第○一七二二号)。 (49)	:) 経済局「関経済局長と岡崎嘉平太氏との会談(高碕氏の
$\widehat{42}$	中国課長「松村訪中に関する小川平二代議士の報告につ	日中総合貿易取極に関する)に関する件」(一九六二年

— 128 —

(写し)」(以下「開示文書」)○四一六二○、外交史料館

号)。

いて」(一九六二年九月二二日、情報公開第〇一七二二

一二月六日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二—一—

- 50 中国課「日中貿易覚書及び取極に関する三省間連絡の件
- 51 中国課「中共蘭代表団の在日中の言動に関する大久保任 (一九六二年一一月二七日、開示文書○四—五九九)。
- 晴の内話(政治関係)」(一九六三年五月二二日、開示文 書〇四―五九九)。

59

- 52 六日、『外務省記録』,E. 二、五、二、二—一—二—一 経済局東西通商課 出に関する関係閣僚会談について」(一九六三年四月二 (以下「東西通商課」)「中共向延払輸
- 53 経済局「中共向延払許与に関する件」(一九六二年五月
- 54 (一九六三年七月六日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 経済局 五日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二第二卷)。 「対中共ビニロン・プラント延払輸出について」

55

件」(一九六三年七月三日、『外務省記録』,E. 二,五 東西通商課「中共向ヴィニロンプラントの輸出に関する

61

第二巻))。

57 56 東西通商課 経済局「対中共ビニロン・プラント延払輸出について」 二,二———————第一卷)。 て」(一九六三年七月五日、『外務省記録』,E. 二: 二. 二————————第一卷)。 「対中共ビニロン・プラント延払輸出につい Ŧi.

 $\widehat{62}$

|--|第二巻)。

件」(一九六三年九月九日、『外務省記録』,E.二:五

二———————第一卷)。 (一九六三年七月六日、『外務省記録』,E:

Ŧi.

東西通商課長「中共向けビニロン・プラント延払輸出の

58

五. 二. 二——————第一卷)。 件」(一九六三年八月一七日、『外務省記録』,E.

経済局「対中共ビニロン・プラント延払輸出について」

- 二. 二—————第一卷)。 (一九六三年八月二○日、『外務省記録』,E. 二:
- $\widehat{60}$ 終えた大久保任晴高碕事務所事務局長は、倉敷ビニロン・ 一九六三年九月二五日、LT第二年度貿易計画の交渉を
- 月九日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二————— た大久保任晴の内話に関し報告の件」(一九六三年一〇
- 月二二日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二—————— 中華民国大使と大平大臣との会談要旨」(一九六三年八
- 「ビニロン・プラントの対中共延払輸出に関する在京張 経済局米国カナダ課「中共向けビニロンプラント輸出の

たと述べている(新関香港総領事発大平外相宛

一二五三号「LT貿易第二年度交渉の帰途当地に立寄っ

一: 二———————第二卷)。

63

一九六三年一〇月七日、来日中の中国油圧機器代表団

日本側に身柄を引き渡された周鴻慶は、入国管理局の取 通訳周鴻慶が、ソ連大使館に亡命を求めて逃げ込んだ。

ことを理由に、台湾政府は周鴻慶の引き渡しを強硬に要 中国への送還を要求した。一度台湾への亡命を希望した り調べ中に一旦は台湾への亡命を希望した後、一転して

求するが、法律上日本政府は周鴻慶を中国に送還する外

号「周鴻慶事件に関する件」(一九六三年一〇月二五日 なかった(大平外相発木村駐中華民国大使宛 第三五八

64 事件に関し木村大使一時帰国方稟請の件」(一九六三年 木村駐中華民国大使発大平外相宛 第三七七号「周鴻慶 『外務省記録』, A.四.○.○.七—二—|第一巻))。 一月四日、『外務省記録』,A. 四. ○. ○. 七—二第

三〇日、『外務省記録』,E. 二.五.二.二———二— 中共向けビニロンプラント輸出の件」(一九六三年八月 木村駐中華民国大使発宮沢外相代理宛 第二五〇号「対

65

67 66 中国課「周鴻慶事件に関する中共の態度」一九六四年一 記録』,A.四.〇.〇.七一二第三巻)。 中国課「文書名なし」(一九六三年一二月二日、『外務省

74

外務次官「日英定期協議およびLT両事務所派遣員交換

73

——第一卷)。

月一三日、『外務省記録』,A. 四. ○. ○. 七—二第三

68 月二二日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二————— 経済局「中共貿易事務所問題について」(一九六四年一

二月二六日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二—一— 二)。外務省「L・T貿易駐在員について」(一九六四年

<u>69</u> 年二月二八日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二—一— 通産省「日中間の貿易駐在員常置について」(一九六四

 $\widehat{70}$ 「連絡事務所の相互設置並びに代表の相互派遣に関する 高碕事務所と廖承志事務所の会談メモ」一九六四年四月

71 経済局「LT貿易駐在員に関する件」(一九六四年四月 一九日(前掲『「日中覚書の一一年」報告書付属資料 -協定・取決め等―』、二二頁)。

 $\widehat{72}$ 中国課長「中国課長コメント」(一九六四年四月二四日、 1)° 二四日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二——————

「LT貿易駐在員の件」(一九六四年四月二八日、『外務 省記録』, E. 二. 五. 二. 二——————)。 『外務省記録』,E.二.五.二.二———二—二)。

理大使来訪の件」(一九六四年四月三〇日、『外務省記録 五月一日、『外務省記録』,A.一.三.一. ——四—二— に関し中国側(台湾=筆者注)申入の件」(一九六四年 第四巻)。経済局アジア課「日台経済関係に関し陳代 81 80 経済局「高碕・廖両事務所の連絡員交換について(中山)

75 五.二.二―一―二―二)。外務省「高碕・廖承志両事 る件」(一九六四年五月二日、『外務省記録』,E. 二: 経済局「高碕・廖承志両事務所の駐在員交換問題に関す

四. 〇. 〇. 七一二——第二巻)。

76 これまでLT貿易の中心的存在であった高碕達之助が一 務所の駐在員交換問題に関する件」(一九六四年五月四 日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二——————)。

九六四年二月二四日に死亡したため、岡崎嘉平太が高碕

85

中国課「高碕事務所北京連絡所に対する外務省員派遣に

77 外務省「高碕・廖承志両事務所の連絡員交換問題に関す 事務所代表を引き継ぐこととなった。 録』, E. 二. 五. 二. 二—————)。 る処理要領 (案)」(一九六四年五月二九日、『外務省記

78

経済局「高碕廖承志両事務所の駐在員交換問題について

86

中国課「高碕事務所北京連絡所に対する外務省員派遣に

79 経済局「古井・岡崎両氏の大臣への報告要旨」(一九六 四年四月二八日、『外務省記録』,E.二.五.二.二-E. 二. 五. 二. 二————)。 (法務省見解)」(一九六四年五月二五日、『外務省記録

88

東西通商課「所謂吉田書簡発出等の経緯について(報告)」

岡崎会談)」(一九六四年六月二七日、『外務省記録』,E 日中経済協会編『日中覚書の一一年』(日中経済協会、

82 東西通商課「LT貿易連絡員の日本側派遣員について」 一九七五年四月、八三頁)。

(一九六四年九月三日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二.

83 84 いて」(一九六六年七月一八日、『外務省記録』,臣.二: 『朝日新聞朝刊』一九六五年一月六日。 東西通商課「高碕事務所北京連絡事務所経費の送金につ

ついて」(一九六五年一一月一五日、『外務省記録』,E

中国課長「高碕事務所北京連絡所に対する外務省員派遣 第〇一八三〇号)。

87

について」(一九六六年一月五日起案、一九六六年一月 ついて(再修正)」(一九六五年一二月二五日、情報公開 一七日決裁、情報公開第○一八三○号)。

- 1-1-11 (一九六五年一月九日、『外務省記録』, E. 二. 五. 二. 0-1001-01五七七)。 (一九六五年八月一六日、『外務省記録』管理番号○一二 七)。「三木通産大臣と沈国府外交部長との会談要旨」
- 89 九六五年二月五日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二— 中国課「中共向けプラント輸出問題に関する経緯」(一 95
- 90 From RUSK to Amembassy TOKYO, Augsut 21 1964 RG 59, Subject Numeric File (hereafter SNF), STR |--|-|-|第|巻)。

12-3 CHICOM-JAPAN, NACP.; From AMEMBASSY

TOKYO to SECSTATE WASHDC, Augsut 24, 1964

97

98

遠藤在香港総領事発三木外相宛

- 91 椎名外相発木村駐中華民国大使宛 第三一号「ニチボー・ RG 59, SNF, STR 12-3 CHICOM-JAPAN, NACP
- 六五年一月二一日、『外務省記録』,E. 二. 五. 二. 二— ビニロン・プラントの中共向延払輸出について」(一九

92

東西通商課「ニチボー・ビニロン・プラント輸出問題等

に関する高碕事務所大久保任晴氏の内話(報告)」(一九

99

- 93 六五年二月一一日、『外務省記録』,E. 二· 五. 二· 二-—二———第一卷)。
- 94 「松村謙三・孫平化会談」(一九六五年五月九日、『外務 「椎名外相、沈部長会談要旨」(一九六五年八月一三日、 省記録』,E. 二. 五. 二. 二———二——第三巻)。 『外務省記録』管理番号〇一二〇―二〇〇一―〇一五七

101

田川誠一『日中交渉秘録―田川日記~一四年の証言―』

(毎日新聞社、一九七三年、七○~一○八頁)。

100

中国課「LT協定延長問題」(一九六七年一二月一一日、 中国課「中国情報第三一〇三五号 高碕事務所大久保任 中国課「中国情報第二一〇八四号 アジア・太平洋地域 晴事務局長の訪中談」(一九六五年九月二五日、『外務省 大使会議における中国問題討議について」(一九六八年 情報公開第〇一七二六号)。 記録』,A.四.一.一.五第二五巻)。 六月六日、開示文書〇二—一一二八)。

 $\widehat{96}$

- 開第〇二六七九号)。 貿易協定に関する内話」(一九六八年三月九日、情報公 覚書貿易(旧称LT貿易)代表団員の六八年度日中覚書
- 中国課「最近の北京における日中会談 日、情報公開第〇一七二六号)。 協定延長問題等)に関する内話」(一九六八年三月一二
- 中国課一日中関係等に関する在日中共系華僑指導者の内 話」(一九六八年三月四日、情報公開第〇一七二六号)。 香港第四三二号「日中 (政治問題・LT

- 102 前掲『日中交渉秘録―田川日記~一四年の証言―』二〇
- 103 林二郎に交代する(『日本経済新聞朝刊』一九六九年九 一九六九年九月、外務省出身の連絡員は田熊利忠から小
- 104 年六月の日本の政局について「社会党による組閣」や 中国外交部は、安保闘争が最高潮に達していた一九六〇 「日本人民の闘争が早期に勝利すること」はあり得ない
- 的通報」檔号一〇五一〇〇七三七一〇三(一))。 局を長く不穏にさせる」ことに定めた(「有関日本政局 と正確に分析し、その上で対日政策の目標を「日本の政

110

- 105 「関於一九六五年対日貿易按排給周総理的報告」一九六 上(三聯書店有限公司、一九九○年、四四八~四五○頁)。 四年七月二九日(廖承志文集編輯弁公室編『廖承志文集
- 九~三〇頁)。 年」報告書付属資料―コミュニケ・声明・社説等―』| 書」(一九六二年一二月二七日、前掲『日中覚書の一一

106

「日本側貿易三団体と中国国際貿易促進委員会との議定

 $\widehat{\mathbb{I}}$

108 小川平二「訪中報告書」(一九六二年九月二六日、情報 三〇旦 「日本商社員より聴取の中共事情報告」(一九六四年六月 情報公開第○○七六四号)。

107

新関在香港総領事発大平外務大臣宛

香港第八三七号

112

公開第○一七三三号)。

109

は「日共が指導する企業や日中友好運動と反米愛国闘争 一九六三年八月二三日、友好商社の取扱に対して周首相

- と関係がある個別の企業に対して必要な配慮を与える_ と統治階級内部の矛盾を拡大するため、日本の政界党派 する」だけでなく、保守勢力についても「日米間の矛盾 に影響力がある企業に継続して支持を与え優先して配慮
- 「日本社会党訪華代表団与我進行政治組会談記録」(檔号 よう指示した (「廖承志的下半年対日工作的請示報告」 (檔号一〇五一〇一八六三一〇一))。
- 三一〇六 (一))。「彭真市長接見日本社会党訪華代表団 記録」(檔号一〇五一〇〇六七一一〇二(一))。
- 〇八 (二))。 日本社会党代表団訪華情況」(檔号一〇九一〇〇八七一-
- Mr. Eki SONE, member of recent Japanese Socialist MENT OF STATE, WASHINGTON, "Meeting with

Mission to Communist China", March 31, 1959, RG59

CDF, 611.94/3-3159, NACP

From Amcongen KOBE-OSAKA to THE DEPART 「陳毅副総理兼外長会見蘇聯駐華使館参賛安東諾夫通報 表団与我進行経済組会談記録」(檔号一〇五一〇〇六七

一〇五一〇〇六七三一〇五 (一))。「日本社会党訪華代

- 113 From Amembassy TOKYO to Secretary of State,
- April 12, 1961, RG59, CDF, 693.94/4-1261, NACP
- 114 鈴木茂三郎発川上丈太郎宛「第三次訪中使節団の補遺 (一九六二年七月一〇日、『鈴木文庫』)。 香港第六一二号「松村議

115

新関香港総領事発大平外相宛

- 員一行の帰来談報告の件」(一九六四年五月十二日、『外 務省記録』,E. 二.五.二.二———二—二)。
- 116 中国課「中国情報二五〇一一号、社会党松本七郎議員の

訪中帰国談」(『外務省記録』,A. 四. 一. 一. 五第二

- 117 情報公開第〇二六七九号)。 「石野、枝村両議員の訪中談」(一九六八年一月二四日、 在香港遠藤総領事発三木外務大臣宛 香港第一三六号
- 119 118 「訪中記録(第四次訪中使節団)」(『石橋政嗣文書』九九 前掲『日中覚書の一一年』一二八頁。
- 120 『日本社会党第二九回臨時全国大会速記録』(一九六七年 八月一九日・二〇日、『鈴木文庫』)。『日本社会党第三〇 国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 121 日本国際貿易促進協会訪中友好貿易代表団『プロレタリ ア文化大革命と日中貿易の展望―訪中報告―』(日本国

日・二六日、『鈴木文庫』)。

回定期全国大会速記録』(一九六八年一月二四日・二五

- 際貿易促進協会、一九六七年六月)。
- 122 進協会遍『日中貿易促進の歩み―年表一九四九~一九七 長平、河合良成、北村徳太郎、菅礼之助、田中完三、手 四』(日本国際貿易促進協会、一九七四年))。 塚敏雄、安川第五郎が顧問に就任した(日本国際貿易促 山、副総裁に平塚常次郎が選出され、同年七月には浅田 一九六四年五月、日本国際貿易促進協会の総裁に石橋湛
- 123 From The American Embassy, Tokyo to THE Communist China" January 14, 1959, CDF, 493.9441/1 DEPARTMENT OF STATE, "Japan's Relations with

1459, NACP.

所、中華人民共和国外交部檔案館に心より御礼申し上げる。 務課情報公開室、外務省外交史料館、法政大学大原社会問題研究 本稿を執筆するにあたり大変お世話になった外務省大臣官房総 (〒911-99) 札幌市北区北一九条西二丁目一番四一一八〇六号)